

Title	第一次國共合作とコミンテルン
Sub Title	The first Communist-Kuomintang collaboration and the comintern
Author	石川, 忠雄(Ishikawa, Tadao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1955
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.28, No.11 (1955. 11) ,p.1- 19
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19551115-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第一次國共合作とコミンテルン

石川忠雄

- 一、序言
- 二、コミンテルンと第一次國共合作
- 三、中國共產黨と第一次國共合作
- 四、結言

一

中國共產黨は、一九二三年六月廣東に開かれた三全大會において、正式に中國國民黨との合作を決定した。ここで決定された國共合作の形式は、國共兩黨がそれぞれ獨立した對等の立場で一定の革命目標の實現のために協力するというかたちのものではなく、共產黨員が個人の資格で國民黨に参加しその黨規のもとに活動するといういわゆる「國民黨内における國共合作」であり、周知のようにそれは翌二四年一月の國民黨一全大會において實現されることとなつたのである。

中國共產黨によつてとりあげられた國共合作のこの形式は、コミンテルン十二月決議（一九二六年十二月のコミンテルン第七回プレナム「中國における情勢の問題にかんする決議」）にも示されているように、中國革命における國民黨の地位を背景に、國民黨内にあつて勞農運動を中心とする革命的諸政策を實行し、國民黨を次第に大衆化することによつて國民黨内における共產

黨の指導權を強化し、それによつて中國革命を、勞働者・農民・小資産階級及び民族資産階級の革命的統一戰線から反帝國主義的な「プロレタリアート・農民其の他の被搾取階級の民主主義的獨裁」⁽¹⁾を経て社會主義の方向へおしすすめようとする性格をもつものであつた。⁽²⁾したがつて第一次國共合作の成功は、一方において、將來における國民黨との對立的契機を含むものではあつたが、他方それは、共產黨に對して廣大な活動分野を提供し、勞働者農民運動の發展を基礎としてその勢力を飛躍的に増大させる重要な原因となつたのである。

しかし、中國共產黨が革命的統一戰線の結成を「國民黨内における國共合作」というかたちで具體化するにいたつた過程を正しく理解するためには、こんにちなお究明されなければならない問題が残されているように思われる。すなわち、これまでの中國共產黨史の研究においては、一般に中國共產黨が第一次國共合作（「國民黨内における國共合作」）の方針を採用したその根據を一九二二年の中共二全大會宣言にもとめ、さらにそれが一九二〇年のコミンテルン第二回大會における「植民地民族問題にかんするテーゼ」⁽³⁾にもとづくものであり、コミンテルンの指導が第一次國共合作を實現する直接の契機となつたことを指摘しているのが普通である。いうまでもなく、「國民黨内における國共合作」の方針が究極的には中共二全大會宣言、ひいては前記コミンテルンテーゼに基礎をおくものであり、それがコミンテルンの指導によつて具體化されたことは事實であるけれども、このことは必ずしもコミンテルン及び中國共產黨が、コミンテルンテーゼ並びに二全大會宣言における「革命的解放運動（ブルジョア民主主義的民族革命運動のこと……筆者）に對する援助」⁽⁴⁾及び「勞働者・貧農・小資産階級による民主主義的連合戰線の樹立」⁽⁵⁾という方針を、その當初から「國民黨内における國共合作」という形式で實現しようと考えていたことを意味するものではないように思われるのである。いかえれば、コミンテルン及び中國共產黨が、中國におけるその革命的統一戰線の展開過程を「國民黨内における國共合作」というかたちで具體化するまでには、いろいろな問題が存在していたのであつて、第一次國共合作の形式がコミンテルンテーゼ及び中共二全大會宣言から直接にあらわれてきた

と考えることは必ずしも妥當ではないように思われるのである。この點に關連して、最近のアメリカにおける中國共產黨史の研究が、國共合作に對する共產黨の態度に、“the Bloc Without”から“the Bloc Within”への變化があつたことを指摘しているのは、すこぶる重要な見解であるといわなければならない。⁽⁶⁾ いずれにしてもこの問題は、從來の黨史研究において、比較的看過されがちであつたところであり、今後の研究に一つの問題を提供するものといふことができるであらう。周知のように、この時期におけるコミンテルン及び中國共產黨の活動と見解とを詳細に究明するための資料は、決して十分であるとはいえない。この事實は、わが國においては、とくにコミンテルンの場合にはなほだしい。本稿は、筆者の利用しうる乏しい資料によつて、一九二〇年以後におけるコミンテルン及び中國共產黨の各種文書^{ドキュメント}を中心に革命的統一戰線樹立の方針が「國民黨内における國共合作」として具體化されるに至つた過程を明らかにしようとする一つの試みにほかならぬ。

(1) 外務省調査部「植民地民族革命に於けるコミンテルンの戰略及び戰術」一四九頁。

(2) 第一次國共合作時期におけるコミンテルンの立場については、「アジア研究」一卷三號拙稿「武漢政府時代における中國共產黨について」二七頁以下参照。

(3) たとえば、波多野乾一「赤色支那の究明」一六頁以下、東亞經濟調査局「支那ソヴェート運動の研究」五九頁、吉川重藏「中共總覽」六一七頁参照。

(4) 外務省調査部 前掲 四〇頁。

(5) 中國共產黨「中國共產黨五年來之政治主張」二〇頁。

(6) たとへば Conrad Brandt, Benjamin Schwartz and John K. Fairbank, A Documentary History of Chinese Communism, 1952, pp. 51-2.

II

まず順序として、中國における革命的統一戦線結成の問題に對するコミンテルンの見解を明らかにすることからはじめよう。

コミンテルンにおいて、アジアにおける革命の問題が正式に討議されたのは、一九二〇年六月に開かれた第二回大會においてであり、ここで採擇された「植民地民族問題にかんするテーゼ」及び「補足テーゼ」は、植民地民族革命に對するコミンテルンの基本的態度を明らかにしたものであつた。したがつて、中國革命に對するコミンテルンの方針を理解するためには、まず第一にこのテーゼの内容が檢討されなければならない。

レーニンは、かれの「植民地民族問題にかんする大會委員會の報告」において、このテーゼの要點をつぎのごとく要約している。すなわち、(一)「テーゼの最も重要な根本的觀念」として「全世界が現在多數の被壓迫民族と尨大な富と強大な武力とを有する極く少數の民族とに分れてゐる」ことを明らかにしたこと (二)第一次世界大戰後の世界情勢においては、「諸民族の交互關係、全世界の國家體制が、少數の帝國主義民族群とソヴィエト・ロシアを先頭とするソヴィエト運動及びソヴィエト諸國家との鬭争に依て規定され」ており、植民地及び被壓迫民族のすべての民族解放運動は必然的にソヴェト連邦と結びつくものであることを指摘したこと (三)植民地後進諸國におけるブルジョア民主主義運動——民族革命運動——は反帝反封建的性格をもつものであり、一定の條件のもとに支持されなければならないことを明らかにしたこと (四)農民ソヴェト及び被搾取者ソヴェトは資本主義國のみならず前資本主義的諸關係を有する國家にも適用されるものであつて、共產黨はその實現に努めるとともに、農民運動にも特別の支持をあたえなければならないことを指摘したこと (五)したがつて後進諸國は、もつとも進歩した國々のプロレタリアートの援助をうけて資本主義的發展段階を経ることなくソヴェト制度を経過して共產主義に到達しうることを明らかにしたこと——がこれであるが、これらのうち、とくに本稿の課題に直接の關係を有するものは、後進國において共產黨が民族革命運動及び農民運動を支持すべきことを指示した事實であらう。なぜならば、これ

は、中國における革命的統一戦線結成にかんする問題にほかならないからである。

テーゼはまず、後進國の農民運動に對する態度について、「封建制度の一切の發現體や殘存物に對する後進諸國の農民運動を特別に支持し、可能なる處では、農民運動に出来るだけ革命的性格を附與するやうに努め、農民及び一切の被搾取者をソヴィエトに統一する⁽²⁾」ことを主張し、レーニンはさらに前記の報告において、この問題に關連して、「プロレタリア政黨は、一般に後進諸國に結成される場合、農民運動と一定の關係を結ばず、彼等の運動を事實上支持せずに、是等の後進諸國に於て共產主義的戰術及び共產主義的政策を行ひ得ると考へるのは空想である⁽³⁾」と述べている。この引用から知られるように、コミンテルンが後進國すなわち中國革命における農民運動の重要性を高く評價し、農民階級を革命的統一戦線における重要な構成要素と考へていたことは明らかである。もちろん、このような見解に對して、第二回大會代表の間に異論がなかつたわけではない。しかし、「その大部分はこのようなプログラムが必要であることにすんで同意した⁽⁴⁾」のであつて、この問題にかんするかぎり、コミンテルンの内部にははじめから重大な意見の對立は存在しなかつたのである。

そこでつぎにとりあげられなければならない問題は、後進國におけるブルジョア民主主義運動⁽⁵⁾に民族革命運動を支持すべきか否かの問題である。これについてテーゼは、「植民地に於ける革命の第一歩としての外國資本主義の覆滅の爲には、ブルジョア民族革命的諸要素の協同を利用することが有益である⁽⁶⁾」との立場から、「總ての共產黨は是等の諸國に於ける革命的解放運動に援助を送るべき⁽⁶⁾」ことを明らかにしている。しかし、このような援助は無條件に行われるものではない。テーゼは、それについてつぎのごとく述べている。

未來のプロレタリア黨の分子が、特別な任務、即ち自國民内部のブルジョア民主主義運動との鬭争といふ任務を意識して、總ての後進諸國に於て集結され養成されることを目的としてのみ、植民地及び後進諸國に於ける革命運動を支持する義務がある。共產インターナショナルは、植民地及び後進諸國のブルジョア民主主義と一時的協定を結び同盟をさへ結ばねばならぬが、彼等と合流せず、最も萌芽的な形態に

於てさへプロレタリア運動の獨自性を絶對に維持しなければならぬ。⁽⁷⁾

すなわち、民族革命運動に對する援助ないし同盟は、レーニンもいふように、それが改良主義運動ではなく眞に革命的であり、革命勢力の發展を承認することを前提としてのみ行われるものであり、⁽⁸⁾ その場合においてすらなおプロレタリア運動の獨自性を維持すべきことを要求しているのである。

以上の内容から明らかのように、このテーゼは、植民地後進國の民族革命運動に對するコミンテルンの革命指導の基本原則を示したものにほかならない。したがつて、「ブルジョア民主主義運動に對する援助、一時的協定もしくは同盟」といつても、それを具體化する場合にはいろいろな形式が考えられるわけであり、テーゼも「この援助の形式は、斯る政黨(革命的解放運動を行つてゐる政黨……筆者)がある處では、當の國の共產黨と協議すべきである」と述べているように、テーゼそのものは決して統一戦線組織の明確な形式を示してはいないのである。

そればかりではなく、コミンテルン第二回大會において、この「ブルジョア民主主義運動に對する援助」といふ問題ほど激しい討論をひきおこしたものはなかつたのであつて、⁽¹⁰⁾ 一應レーニンの主張したテーゼの方針が採用されたけれども、このことはこの問題に對するコミンテルン内部の見解の對立が解消されたことを意味するものではなかつたのである。それは、一九二〇年九月バクーに開かれた第一回東洋民族大會における討論からも窺うことができるのである。したがつて、「ブルジョア民主主義運動に對する援助」を具體化する形式についても、コミンテルン内部にいろいろな見解が存在していたであろうことは容易に想像されるところであり、當時コミンテルンは、この問題について、明確な方針を決定しうる段階には達してはなかつたのではなからうかと考えられるのである。

その後一九二二年一月、極東勤勞者大會がモスコに開會され、極東各國における革命の問題が討議された。この大會では、とくに「中國の問題に重きが置かれ……中國革命目前の戦術を、國民革命の發展と革命的ブルジョア民主主義との協同

戦線形成、として決議した⁽¹¹⁾といわれるが、中國におけるブルジョア民主主義運動に對する共產黨の態度について、サファロフは、「この項の決議を最もよく説明するもの」とされてゐるその演説において、つぎのごとく述べてゐる。

中國労働運動者は、必ず自己の正道を踏み、決していかなる民主主義或ひは有産階級分子とも混合してはならない。⁽¹²⁾

最近の將來においては、吾人と民族革命組織内に組織せられた有産階級民主主義分子とは、決して激しい衝突は起さぬことを吾人は充分知つてゐる。しかし、同時に吾人はこの有産階級民主主義分子に對し、もし彼等が中國労働運動を抑制せんとするならば、またもし、彼等が中國の労働組合を彼等の零細な政治活動に利用せんとし、或ひは、これら組合を舊式な手工業組織精神に制限するとか、勞資協調を宣傳するならば、絶対に彼等に譲つてはならない。

吾人はいかなる民族革命をも援助する。しかし、彼等が無産階級運動を破壊しない方向に進むのを見て、はじめて援助するのである。⁽¹³⁾

右に示されたサファロフの見解は、明らかに前記「植民地民族問題にかんするテーゼ」に見出されるコミンテルンの原則の再確認にとどまつており、ここでは直接中國革命の問題をとりあげながら、具體的な方針についてはほとんど論じられていない。もつともかれは、この會議中、國民黨について、「われわれは國民黨が中國において絶対に必要な偉大な革命事業を行つてきたことを確信し、將來この政黨と相並んでたたかうことを希望する⁽¹⁴⁾」と述べており、この意味では、やや具體的に、國民黨が統一戦線の對象となりうるものであることが示されてはゐるが、しかし統一戦線をどのような形式で實現するかについては依然としてふれられてはゐないのであつて、やはり、「植民地民族問題にかんするテーゼ」と同様に原則的な方針を提出してゐるにすぎないように考えられるのである。

しかし、この事情は、一九二二年十一月に開かれたコミンテルン第四回大會ではやや異つてくる。この大會では、「東洋問題にかんする一般的テーゼ」が採擇されたのであるが、ここではやはり原則的に「植民地半植民地諸國の労働運動は、先づ第一に、反帝國主義的一般戦線に於ける独自の革命的要因としての地位を戦ひ取らねばならぬ。此の独自の意義を彼等に承認し、完全なる政治的獨立を保持する事に依つてのみ、ブルジョア民主主義との一時的協定は許され且つ必要である⁽¹⁵⁾」と述

べられているにすぎない。したがつて、この點にかんするかぎり従来の指示と大差ないのであるが、しかしこの會議で、中國共產黨代表劉仁靜が、「國民黨内における國共合作」の形式による革命的統一戰線の結成を報告してつぎのごとく述べている事實は十分注目されなければならない。

中國における帝國主義を絶滅するために反帝國主義的統一戰線がつくられなければならないという前提から出發して、中國共產黨は國民革命政黨である國民黨と統一戰線を結成することを決定した。この統一戰線の形式は、われわれが、われわれの名において、個人として國民黨に参加することから成り立つている。これには二つの理由がある。第一に、われわれは、國民革命政黨における多くの組織労働者に宣傳し、かれらをわれわれのために獲得したい。第二に、われわれは、われわれの力すなわちブチブルジョア及びプロレタリアートの力を結合した場合に、はじめて帝國主義と戦うことができるからである。⁽¹⁶⁾

劉仁靜のこの報告は、後述するようにこの年の八月杭州に開かれた中國共產黨中央委員會における國共合作の決定を報告したものと考えられる。したがつて、中國共產黨が、これまで革命的統一戰線の形成について原則的な指示をあたえてきたコミンテルンとどのような關係において具體的にこのような「國民黨内における國共合作」の方針を決定したかは、當然究明されなければならない問題である。しかし、これについてはのちにふれることとし、ここではこの事實の存在を指摘するにとどめておく。

このような過程を経てコミンテルンは、一九二三年一月、中國における革命的統一戰線の形成について、はじめて具體的な指示をあたえるに至つた。⁽¹⁷⁾「國民黨に對する中國共產黨の態度の問題にかんするコミンテルン執行委員會の決議」(二月十二日附)がこれであり、コミンテルンは、この決議において、(一)國民黨は「一部は自由主義的民主主義的ブルジョア」と小ブルジョアとに立脚し、一部は知識階級と労働者とに基礎を置く……中國に於ける唯一の重要な民族革命集團」であること、(二)したがつて、中國の革命が反帝反封建の民族革命の段階にあり労働者階級の力が十分に發展していない情勢のもとでは、「國民黨と若き中國共產黨との提携は必要」であり、「中國共產黨の黨員は國民黨内に残ることを至當とする」こと

(三)しかし中國共產黨は「厳格な中央集権機構を有する夫自身の組織を保存すべきであり、有力な大衆的共產黨の基礎の準備を目的とする、勞働大衆の組織と啓蒙、及び勞働組合の創設」をその特殊な重要任務としなければならぬこと——などを明確に指示したのである。これは、いうまでもなく、中國における革命的統一戦線を「國民黨内における國共合作」の形式において形成することを認めたものであつて、コミンテルン第四回大會における劉仁靜の報告はここに正式にコミンテルンによつて承認されたといふことができるのである。

以上の敘述から明らかなように、コミンテルンが具體的に「國民黨内における國共合作」の方針を打ち出してきたのは、一九二三年一月十二日、すなわち「孫文ヨッフエ共同宣言」發表の二週間前のことであり、それまでの期間における統一戦線形成にかんする指示は、いづれも原則的な方針を示したものにすぎず、公式には國共合作の具體的形式を明示した文書はまつたく見當らないのである。したがつて、もしコミンテルンが具體的指示をあたえていたとすれば、それは中國におけるコミンテルン代表に對して非公式に行われていたものと考へなければならぬ。

周知のように、當時中國においてコミンテルン代表として活動していた主要な人物はマーリンである。かれは植民地後進國における革命的統一戦線形成の問題については、「コミンテルン内におけるレーニンの政策の熱心な擁護者」であり、コミンテルン第二回大會においてもレーニンとM・N・ロイとの論争の調停者として重要な役割を果しているものであつて、統一戦線問題に對するコミンテルンの見解をもつともよく理解しているものといわなければならない。この時期における中國共產黨とコミンテルンとが密接不可分の關係にあり、コミンテルンの指示が非公式にもせよその立場をもつともよく理解するマーリンを通じて傳達されていたとすれば、それは當然統一戦線の問題に對する中國共產黨の見解にも反映されていなければならぬはずである。したがつて、中國共產黨が黨創立以來この問題についてどう考へていたかを検討することによつて、逆にコミンテルンが、中國共產黨に對して統一戦線にかんする具體的指示をあたえていたかどうか、またあたえていた

とすればそれはどのような内容をもつものであつたか、が明らかになつてくるといわなければならないのである。そこでつぎに中國共產黨の見解を検討することとしよう。

- (1) 外務省調査部「植民地民族革命に於けるコミンテルンの戦略及び戦術」二五頁以下。なおレーニンのこの報告は、波多野乾一「支那共產黨史」(外務省情報部)五三頁以下にも収録されている。
- (2) 外務省調査部 前掲 四〇頁。
- (3) 外務省調査部 前掲 二六頁。
- (4) Allen S. Whiting, *Soviet Policies in China 1917-1924*, 1954, p. 48.
- (5) 外務省調査部 前掲 四四頁。
- (6) 外務省調査部 前掲 四〇頁。
- (7) 外務省調査部 前掲 四〇—四一頁。
- (8) 民族革命運動に對する援助を主張するレーニンの意圖について、ロバート・ノース氏は、「かれの理論は、ボルシェヴィキ黨が外國帝國主義に反對するその地方の住民のグループと同盟することによつて植民地及び半植民地における生れたばかりのその立場を強化することができるといふことであつた」と述べてゐる (Robert G. North, *Moscow and Chinese Communists*, 1953, p. 18)。
- (9) 外務省調査部 前掲 四〇頁。
- (10) この問題にかんするコミンテルン第二回大會における論争については、Whiting, op. cit., pp. 49-57 参照。
- (11) 鈴江言一「中國解放闘争史」九〇頁。
- (12) この文章は、英文では「The Chinese workers must go independently on their own way, not linking their fate with any democratic party or with any bourgeois elements」(Whiting, op. cit., p. 82) とある。意味するところがより明白であらう。
- (13) 鈴江言一 前掲 九二—三頁。
- (14) North, op. cit., p. 61.
- (15) 外務省調査部 前掲 五三頁。
- (16) North, op. cit., p. 70.
- (17) 中國共產黨が「正式に三全大會において、「國民黨内における國共合作」の方針を採擇したのは、この決議によつたものとされてい

※ (P. Miff, Heroic China, 1987, pp. 21-2. 及び中國現代史研究委員會「中國現代革命運動史」一六六頁)。しかしこのことは、後述するように、中國共産黨がすでにコミンテルン代表マーリンの指導によつて一九二二年八月の中央委員會において「國民黨内における國共合作」の方針を決定していたことを否定するものではないであろう。

(18) 外務省調査部 前掲 一二四頁。

(19) Whiting, op. cit., p. 88.

三

中國共産黨は、コミンテルン極東部長ウオイチンスキーの指導によつて一九二〇年九月に設けられたいわゆる創立準備會にはじまり、翌二二年七月上海に開かれた一全大會において正式に成立をみたのであるが、この大會では、共産黨創立の指導者である陳獨秀が當時廣東にあつて缺席したため、宣言及び政綱などは決定されるには至らなかつた⁽¹⁾。しかし、國民黨との關係についてはこの會議の最終日に討議が行われ、孫文に對する共産黨の態度は北洋軍閥に對するそれと同様でなければならぬとする見解に對して、「孫中山先生の進歩的運動に對して黨外合作の形式によつて援助することを決定した⁽²⁾」といわれている。したがつて、この大會においては、國民黨援助の形式について、共産黨員に二重黨籍を認める「國民黨内における國共合作」の問題は考えられていなかったといわなければならないのである。

しかも、この一全大會には、コミンテルン側からの出席者がなかつたわけではない。出席者が誰であつたかについては、「ウオイチンスキーとマーリンの二人かマーリンとニコルスキーの二人⁽³⁾」とする説と、マーリンのみが出席者であつたとする説⁽⁴⁾とがあるようであるが、いずれにしてもマーリンが出席していたことは疑いえない事實である。前述したように、マーリンは、レーニンの見解をもつともよく理解し、コミンテルンの内部の事情にも精通していた人物である。したがつて、これが、「コミンテルンの指令傳達の重任を負わされて……一全大會に出席した⁽⁵⁾」にもかかわらず、「黨外合作の形式による

「國民黨援助」の方針が決定されたのは、當時コミンテルンも國共合作の形式として「國民黨内における國共合作」を考へていなかったことを示しているように思われるのである。

このような状態は、一九二二年五月の中共二全大會宣言にもひきつがれているように思われる。すなわちこの宣言は、共產黨がその性格及び革命の目標を明らかにした最初の宣言であり、周知のように、「國際帝國主義宰制下之中國」「中國政治經濟現狀與受壓迫的勞苦羣集」「中國共產黨的任務及其目前的奮闘」という三つの部分からなりたつていのであるが、それは、中國の民族革命運動に對する態度についてつぎのごとく述べている。

いろいろの事實は、中國人民に最大の苦痛をあたえているものが資本帝國主義及び軍閥官僚の封建勢力であることを證明している。したがつて、この二つの勢力に反對する民主主義の革命運動は極めて有意義である……よつて、われわれ無産階級は、今日の中國の政治經濟狀況を考察し、われわれ無産階級と貧苦の農民はすべて民主主義革命運動を援助しなければならぬ……

無産階級が民主主義革命を援助するのは、無産階級が資産階級に降服することを意味するものではない。それは封建制度の生命を延長させず、無産階級の眞の力量を養成するのに必要な過程なのである……

中國共產黨は、労働者と貧農の當面の利益のために、労働者を指導して民主主義の革命運動を援助し、労働者・貧農及び小資産階級に民主主義の連合戦線をつくらせなければならない……

しかし労働者は、この民主主義の連合戦線において、小資産階級の附屬物となることなく、同時にまた自己の階級の利益のために奮闘しなければならない。(7)

この敘述は、中國共產黨が一全大會にひきつづき民主主義的の革命運動に對する援助と革命的統一戦線結成の意思のあることを明らかにしたものであつて、具體的には、この宣言に「國民黨の組織した廣東政府は中國の進歩的の資産階級の民主主義運動である。廣東政府は現在倒されているけれども、小資産階級民主主義運動は中國において消滅することはありえない」(8)とあることから知られるように、國民黨を統一戦線を構成する重要な要素と考へているように思われるのである。しかし、この宣言は、統一戦線結成の形式についてはなんら言及していないのであつて、この點は、同年一月の「極東勤勞者大會」

におけるサファロフの演説がまつたく原則的指示にとどまっていたのと一致しているのである。したがつて、この年の八月以後における「陳獨秀・李太釗等の個人の資格をもつてする國民黨への入黨」が、直ちに「二全大會宣言に現はれた労働者・貧農及び小資産階級に依る民主主義連合戦線の結成の示顯であつた」とみることが疑問であつて、ここでは、むしろ一全大會の場合と同様に、「黨と黨との政策的提携と云ふ程度に過ぎない」ものと、いいかえれば、より積極的な意味をもつと解釋しても、黨外合作の範圍を出るものではないと考へるほうが妥當なように思われるのである。この事實は、その前後に發表された「第一次對於時局的主張」の内容からも窺われるのである。

この「第一次對於時局的主張」は、胡華によれば、「具體的に反帝反封建の統一戦線結成の方策を提出した」ものといわれているが、それはまず、中國における革命發展の経過及びその現状を説明し、中國共產黨が無産階級の前衛であり、その當面の任務が民主各派と連絡し共同して封建的軍閥を打倒することにある旨を明らかにしたのち、革命展開の方法について、「中國共產黨の方法は、國民黨など革命的民主各派及び革命的社會主義各團體を招いて連席會議を開き、前述の原則（この文中に示されている十一の政治綱領を指す……筆者）にもとづき共同して民主主義の連合戦線を樹立し、封建的軍閥に對して戦いをおこなおうとするものである」と述べているのである。すなわち、中國共產黨がここで連合戦線を結成しようとしているのは、國民黨とだけではなく、その他の革命的民主各派及び革命的社會主義各團體をも含むものであり、しかもその方法は連席會議を開くことによつておこなおうとしているのである。したがつて、この主張からは、「國民黨内における國共合作」という統一戦線結成の形式はうまれてこないといわなければならないのである。

以上の敘述から明らかなように、黨創立以來二全大會前後に至るまで、中國共產黨は、革命的統一戦線結成の問題について、國民黨をその主要な對象としながらも、原則としては「黨外合作」の方針をとつてきた。このことは、前述したように當時の共產黨がコミンテルンの指導のもとにおかれていたことから判斷して、コミンテルンが革命的統一戦線の結成につい

て、原則的な指示のみをあたえ、しかもその具體化をはかるべきコミンテルン代表が「國民黨内における國共合作」の形式を積極的に考慮していなかったこと、すなわち、公式にも非公式にも「國民黨内における國共合作」の指示をあたえていなかったことを意味するものといわなければならない。いずれにしても、コミンテルンが當時「國民黨内における國共合作」の形式を考えていなかったことは明らかであり、それはまた、コミンテルンに「黨外合作」を否定する有力な見解が存在していなかったことを示すものにほかならないのである。

ところで、このような統一戦線に對する中國共產黨の態度が「國民黨内における國共合作」の方針に急激に變化したのは、二全大會終了後の一九二二年八月二十二日杭州に開かれた中央委員會においてであつたといわれている。すなわち、この會議においてコミンテルン代表マリーンは、正式に「國民黨内における國共合作」の方針を提議したのである。マリーンのこの提案に對する中國共產黨幹部の態度については、二つの説が行われている。その一つは、陳獨秀自身がその除名後に發表した「全黨同志に告ぐる書」において述べている見解であり、いま一つは一九三五年アムステルダムにおいて行われたハロルド・アイザックス氏とマリーンとの會話記録にもとづくアイザックス氏の説明である。まず前者は、この問題についてのぎのごとく述べている。

本會議（前記中央委員會を指す……筆者）に於て、マアリンは黨の國民黨組織への加入を提議し、「國民黨は資產階級的政黨ではない、各階級の連合的政黨である。無產階級は國民黨に加入し、この政黨を改造し、革命の推動力とすべきである」と力言した。この時黨中央執行委員中の五名、李守常、張特立、蔡和森、高君宇、それに私（獨秀）は斷然一致してこの提議に反對した。その主要なる理由は、——國民黨内に於ける連合は階級組織を混合し、我等の獨立政策を牽制する——といふに在つた。⁽¹⁴⁾

これに對してアイザックス氏はつぎのごとく述べている。

その後間もなく、すでに南方で孫文と接觸していた最初のコミンテルン中國代表マリーンは、杭州西湖で共產黨中央委員會と會合した。かれは共產黨員が國民黨に加入し、そのルーズな組織機構を、大衆に對する宣傳と接觸を發展させる手段として使用するよう提案し

た……

マーリンによれば、中國共產黨中央委員會の大部分はかれの見解を承認した。

マーリンによつて國民黨加入に容易に同意した人々の一人として挙げられている陳獨秀は、この點について異つた杭州會議にかんする説明を書いている。⁽¹⁶⁾

このように、マーリンの提案に對する共產黨幹部の態度については兩者の説明に大きな喰い違いがあるのであるが、いずれにしても、この會議において、はじめ、「國民黨内における國共合作」の方針が、共產黨内部における討議の對象となつたことは明らかであり、それは、マーリンの強力な指導によつて共產黨の方針として採擇されるに至つたのである。

そこで問題は、なぜこのときになつて、「黨外合作」という從來の方針がこのように變化したのか、ということである。

この點について、まず、マーリンと會見の機會をもつたハロルド・アイザックス氏は、「この計劃（國共兩黨の黨外合作のこと……筆者）が孫逸仙のまえにおかれたとき、かれはそれを拒絶した。かれは、共產黨員が國民黨に加入することは承認できるけれども、二黨間の黨外合作には賛成しないと述べ」、⁽¹⁷⁾それがマーリンをして「國民黨内における國共合作」の方針を採擇せしめるに至つた理由であると述べている。また、ベンジャミン・シュワーツ氏は、陳獨秀の前記「全黨同志に告ぐる書」

における「孫逸仙は共產黨員が國民黨に服従することを條件としてならば國民黨加入を許可するも黨外における連合は承認しなかつた」という言葉を引用し、このような孫文の態度と、「ある基礎に立つた連合を求めるモスコウからの壓力が依然として繼續していたように思われる」⁽¹⁸⁾ことが、マーリンの提案となつて現れたものとみており、さらにロバート・ノース氏は、一全大會後中國共產黨は國民黨に對して黨外協力を行つたけれども、「まもなくモスコウ及び中國の共產黨指導者にとつて中國共產黨も國民黨ももつとも效果的に活動してはいないということが明らかとなり」、⁽¹⁹⁾そこに方針轉換の契機があつたと考へているようである。

周知のように、マリーリンが新たな國共合作の方針を提案するにいたつた理由を正しく理解するにたる直接の資料は、今日のところほとんど發見しえないのであるが、以上の敘述からも知られるように、コミンテルンが中國において革命的統一戦線を急速且つ效果的に展開することを求めていたこと及び國民黨側の態度がこの時期になつてようやく明確となつてきたことが、マリーリンの提案の主要な原因となつたであろうことは容易に想像されるところであり、一應妥當な見解とみて差支えないように思われるのである。

ともかく、中國共產黨が革命的統一戦線の結成を「國民黨内における國共合作」として具體化したのは、一九二二年八月の杭州會議においてであり、コミンテルン代表マリーリンの指導によるものであつた。同年十一月のコミンテルン第四回大會で行われた前記劉仁靜の國共合作にかんする報告は、杭州會議におけるこの決定を報告したものにほかならなかつたのである。コミンテルンが正式に「國民黨内における國共合作」の方針を承認し指令してきたのが、一九二三年一月十二日の「國民黨に對する中國共產黨の態度の問題にかんするコミンテルン執行委員會の決議」においてであり、前述したように杭州會議までこのような具體的方針を指示したことがなかつたとすれば、杭州會議における決定は、多分にコミンテルンの原則的指示を中國の國內條件に適合させ具體化しようとしたマリーリンの判斷にもとづくものであり、それが逆にコミンテルンに影響をあたえ、前記一月十二日附決議となつたとも考えられるのである。ハロルド・アイザックス氏は、マリーリンが杭州會議の翌月、すなわち一九二二年九月にモスコウに歸つたことを明らかにしたのち、「かれ（マリーリンを指す……筆者）の發見にもとづいて、コミンテルンは、北方軍閥との結びつきを樹立しようとする「イルクーツクライン」を放棄し、そのかわりにその注意を孫逸仙に向けた。マリーリンの見解はコミンテルン機關誌に發表され、ソヴェトの政策のまつたく新しい方針の出發點となつた。ソヴェト政府はその最高の外交官の一人であるアドルフ・ヨッフエを、孫逸仙と正式の接觸をうちたてるために派遣した」と述べているのは、以上の事實と密接な關連をもつものとして注目されなければならないと思うのである。

かくて中國共產黨は、一九三三年六月廣東に開かれた三全大會において、コミンテルンの前記一月十二日附決議にもとづいて、正式に「國民黨内における國共合作」の方針を採擇することとなつたのである。

- (1) 波多野乾一「支那共產黨史」(外務省情報部)三一—二頁。
- (2) 中國現代史研究委員會「中國現代革命運動史」一一九頁。これについて陳潭秋氏は、その「一全大會の回顧」において、「一般に孫文の學說に對しては批判的態度をもつて臨まねばならぬが、個々の實踐的進歩的行爲に對しては黨外からの協働の形態により支持すべきである」と決定したと述べており(波多野乾一「中國共產黨一九三六年史」七〇二頁)、またロバート・ノース氏は、「この大會(一全大會を指す……筆者)の終了するまでに、代表たちは黨外援助(extra-party support)をどうして孫逸仙博士と協力することを決定した」と述べている(Robert G. North, Kuomintang and Chinese Communist Elites, 1952, p. 23)。
- (3) たとえば波多野「支那共產黨史」三二頁及び大塚令三「支那共產黨史」上卷一八頁。
- (4) たとえば Robert G. North, Moscow and Chinese Communists, 1953, p. 56.
- (5) 波多野乾一「中國共產黨の歴史」(マシフ政經學會編「中國政治經濟綜覽」)三三三頁。
- (6) 中共二全大會がいつ開會されたかについては、大體五つの説があるようである。七月説、五月説、五—七月説、六—七月説及び冬季説の五つがこれである。七月説をとるものには、たとえば波多野前掲四二頁、胡華「中國新民主主義革命史」四一頁、華崗「中國民族解放運動史」第二卷三〇六頁などがあり、五月説をとるものには、胡喬木「中國共產黨的三十年」八頁、王惠德「中國共產黨年表」(邦譯「法學研究」二五卷一號及川恒忠譯「中國共產黨に關する資料」四三頁)などがあり、五—七月説には Brandt, Schwartz, Fairbank, A Documentary History of Chinese Communism, 1952, p. 30 が、また六—七月説には North, Moscow and Chinese Communists, 1953, p. 62 が、やむに冬季説をとるものには Edgar Snow, Red Star over China, 1937, p. 142 がある。このうち冬季説は誤りと思うが、残りの四説については容易にこれを確定しえない。ここでは、中國共產黨「中國共產黨五年來之政治主張」に收録された大會宣言の日づけにしたがつて一應五月説をとつておく。
- (7) 中國共產黨「中國共產黨五年來之政治主張」一九一二—二頁。
- (8) 中國共產黨 前掲 一七頁。
- (9) 大塚令三 前掲 二八頁。
- (10) 日本外事協會「支那に於ける共產運動」九七頁。

- (11) この文書の發表期日についてもいろいろの説が存在する。たとえば、華崗前掲三〇七頁は、「二李大會の開會について七月説をとり二李大會宣言發表の一ヵ月餘後にこの文書が發表されたとし、この説をとるものにとえば中國現代史研究委員會前掲一六三頁がある。しかし「中國共產黨五年來之政治主張」に収録されたこの文書の日づけは六月十五日であり、胡華前掲(修訂本)四二頁は初版の八月説を改めて六月十五日説をとつてゐるので、これにしたがふこととする。
- (12) 胡華 前掲 四二頁。
- (13) 中國共產黨 前掲 三九頁。
- (14) 波多野 前掲 四〇七頁。
- (15) Harold R. Isaacs, *The Tragedy of the Chinese Revolution*, 1951, pp. 58-9.
- (16) この説明の喰い違つた對して「ベンジヤミン・シュワツ氏が、陳獨秀が、マリーンの提案に反對したという陳自身の説明をありやうきめんとつて支持してゐる(Benjamin I. Schwartz, *Chinese Communism and the Rise of Mao*, 1951, pp. 41-3)。
- (17) Isaacs, op. cit., p. 58.
- (18) Schwartz, op. cit., p. 40.
- (19) North, *Kuomintang and Chinese Communist Elites*, 1952, p. 24.
- (20) この論文を「H. Maring, "Die Revolutionär-Nationalistische Bewegung in Sudechina," *Die Kommunistische Internationale*, September 13, 1922 じやうとをきよめなす。
- (21) Isaacs, op. cit., p. 62.

四

以上において筆者は、コミンテルンが第二回大會の「植民地民族問題にかんするテーゼ」以後、植民地後進國における民族革命運動の援助と革命的統一戦線の結成とを要求しながら、それがいづれも原則的指示にとどまり、一九二三年一月十二日の「國民黨に對する中國共產黨の態度にかんするコミンテルン執行委員會の決議」においてはじめて「國民黨内における國共合作」のかたちで具體化されたこと、中國共產黨では當初からコミンテルンの指示する革命的統一戦線の結成を「黨外

合作」のかたちで考えていたこと、この統一戦線が「國民黨内における國共合作」として具體化されることになったのは一九二二年八月の中國共產黨中央委員會においてであり、それはコミンテルン代表マーリンの提案によつたものであること、コミンテルンがこのときまで統一戦線結成にかんする具體的指示をあたえていなかったことよりして、それは主としてコミンテルンの原則的指示を中國の現實に適用することを必要としたマーリン自身の判断によるものであり、それが逆にコミンテルンに影響をあたえ「國民黨内における國共合作」を指示した前記一月十二日附決議となつたとも考えられること——などを明らかにした。したがつて筆者は、その當然の結果として、第一次國共合作の形式が直接に、コミンテルンの「植民地民族問題にかんするテーゼ」及び中共二全大會宣言からうまれてきたものでないことをも合せて明らかにしたわけである。

本稿の序言において述べたように、この時期におけるコミンテルン及び中國共產黨にかんする資料は決して十分なものとはいわれない。したがつて、筆者の斷定にはなお検討されなければならない問題も存在するであらう。しかしそれにしても、第一次國共合作における「國民黨内における國共合作」の形式が、「植民地民族問題にかんするテーゼ」及び中共二全大會宣言から直接にうまれてきたと不用意に考えることはできないように思われるのである。